

| | | |
|----------------|--|--|
| 第 4526 号 |  リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行 |
| | | リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 7月13日 金曜日 |

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 税務調査が終了した場合

Q：税制が改正され、税務調査が終了した場合の取扱いが変わるそうですが、どのようになるのですか？

A：申告内容を是認する場合と申告内容に非違があった場合で、それぞれ次のように変更されます。

【解説】

国税通則法の改正により、税務調査の手続きが平成25年1月から次のように改正になります。

税務調査が終了になった場合の改正は、その調査が申告是認なのか、申告内容に非違があるのかによってそれぞれ次のように取り扱われることとなっています。

① 申告是認の場合

申告に間違いが認められない場合は、税務署長等は更正決定等をすべきと認められない旨を納税者に対し、書面で通知することとなりました。ただし、是認された場合であっても、その後新たに得られた情報に照らし非違があると認められるときは、再度、税務調査をすることができることとされています。

② 申告に非違があった場合

申告内容に非違があった場合は、税務署長等は更正決定等をすべきと認めた額及び更正決定等の理由といった税務調査の結果の内容を納税義務者に説明することとされました。そして、修正申告等を奨励する場合には、不服申立てはできないが更正の請求はできる旨を説明するとともに、この事を記載した書面を交付しなければならないこととされました。

